

横浜F・マリノス

2021シーズンシート利用規約書

この利用規約書(以下「本規約」という。)は、

横浜F・マリノス 2021法人シーズンシートの利用条件を定めるものである。

申込者(以下「甲」という。)は、本規約に同意の上、

横浜マリノス株式会社(以下「乙」という。)と利用契約を締結する。

第1条 シーズンシートの定義及び対象試合

- シーズンシートは、乙が主催する明治ア田生命J1リーグ及びカップ戦を対象とする。
- カップ戦とは、YBCルヴァンカップ、AFCチャンピオンズリーグのいずれかを指し、トーナメント式の予選ラウンドが対象となる。
- 契約プランごとに対象試合数は異なり、最大で乙が指定した22試合が観戦対象となる。契約プランは、各種特典付きのプレミアムシート、観戦チケット単体のシーズンシートで構成され、甲はクラブ発行のパンフレットや公式サイトより内容を確認することができる。
- 乙は、乙の合理的な制御を超える事由(「不可抗力」)によって本規約上の義務を履行できない場合には責任を負わないものとする。かかる事由は、嵐、台風、洪水、地震、火災などの天災地変、政府機関の行為、法令の順守、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、海賊、反乱、革命、暴動、ストライキ、ロックアウト、伝染病や感染症の拡大等を含み、これらに限られない。

第2条 契約の成立

- 甲は乙が用意した申込方法より、乙が指定した期限内に契約の申し込みを行うものとする。
- 乙が指定した申込方法からの受注連絡をもって、契約が成立したものとする。

第3条 代金の支払い

甲は、乙が発行する請求書に記載された期日までに、乙が指定する銀行口座への振り込みにより、乙にシーズンシート代金を支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第4条 引渡し

- 乙はJリーグからの日程発表に合わせ、観戦チケットもしくはチケット引換券を、第2条-1で指定された住所宛にお届けするものとする。
- 甲は、シーズンシートとして契約の観戦チケット及び特典等を紛失・破損・汚損した場合でも、再発行を求めないものとする。
- WEB限定のポイント利用プランについては、WEBからQRチケットを各試合ごとにダウンロードすることで引渡し完了となる。

第5条 利用条件

- 甲及び甲からシーズンシートの譲渡を受けた者は、シーズンシート対象試合の試合会場に入場する際、1人1枚のシーズンシート観戦チケットを提示するものとする。乙は当該の観戦チケットの提示がない場合、スタジアムへの入場をお断りできるものとする。
- 未就学児の入場は、膝の上で観戦することを前提に、1枚の観戦チケットにつき1名が無料観戦できるものとする。但し、席を必要とする場合は、これに該当せず、別途1枚のチケットが必要となる。

第6条 観戦権利

シーズンシートの観戦権利は、第1条-3で定めた、甲の選択した契約プランに準ずるものとする。以下のいずれか、または第1条-4の事由により、観戦権利を行使できないと乙が判断した場合、第7条に基づき、甲に対して代金の一部の払戻しを行うものとする。(WEBポイントプランを除く)

- 無観客試合
- 25,000人制限試合(プレミアムプランを除く)
- その他、年間チケット観戦権利を行使できないと、乙が判断した場合開催スタジアムが変更になった際の取り扱いについては、協議の上、乙が決定するものとし、公式サイト及び甲が登録したメールアドレス宛に、速やかに連絡を行うものとする。

第7条 払戻し

- 払戻しを行う場合、乙が発行したパンフレット及び公式サイトに掲載の1試合あたりの払戻額に、第1条-3で定めた、契約プランに準ずる払戻対象試合数分をかけた金額を払戻しすることとする。この場合の振込手数料は乙の負担となる。
- 前項により払戻しをする場合、2021年Jリーグ終了後、払戻し対象試合数分をまとめて、2か月以内に指定口座へ返金するものとする。
- Jリーグ感染症ガイドライン(プロトコル)の変更、および日程変更など、第6条に定める事項以外の払戻しは行わないものとする。

第8条 禁止行為

- 甲は乙による承諾なく、本契約上の名義(シーズンシートに付随する特典権利・物品の享受を含めた、シーズンシート契約上の地位)を第三者に譲渡することはできない。
※観戦チケット、駐車券、グッズ&フーズ券の無償譲渡は除く。
- 観戦チケットや駐車券、グッズ&フーズ券を含む各種特典を、転売目的のオークションサイトへ出品することは固く禁止するものとする。
- 前2項に定める、転売の違反行為が明らかになった場合、乙は利用規約違反を行った甲に対し、シーズンシート契約を解除し、観戦チケットとそれに付随するサービス全てを失効とすることができる。

第9条 届け出義務

- 甲は、住所、電話番号、メールアドレス等、登録情報に変更があった際は、乙に対して速やかに変更を届けなければならない。
- 前項の変更があったにもかかわらず、甲が届け出を怠った場合、お届け物の遅延、再送に関して、乙は責任義務を負わないこととする。

第10条 個人情報

- 乙は甲からお預かりした個人情報を、以下の目的で利用することができるものとする。
(1)シーズンシート契約に係る、発送関連業務 ※請求書等、郵便物含む
(2)シーズンシートのご利用に紐づく、イベントやキャンペーンのご案内
(4)弊クラブ情報のメールマガジン配信
(3)マーケティングデータの調査、統計、分析のため
(4)有事の際の緊急連絡先として
- 乙は、甲及び甲から提供された個人情報を、以下の場合、第三者に対して開示できるものとする。
(1)甲の同意がある場合
(2)裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
(3)乙が行う業務を第三者に委託する場合

第11条 解除

- 乙は、甲に各号に該当する事由が発生した場合、乙の判断により、直ちに甲との契約を解除することができる。
(1)Jリーグ及び横浜F・マリノスが定める、試合運営管理規定に違反した場合
(2)支払い停止に陥ったとき
(3)仮差押、仮処分、差押、滞納処分を受けたとき
(4)破産、民事再生、会社更生の決定又はその申立てがあった場合
(5)その他、乙が契約解除に値する相当の理由があると判断したとき
- 本条による解除は、甲に対する損害賠償請求を妨げない。

第12条 反社会的勢力の排除

- 甲は、乙に対し、本件契約時において、甲(甲が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。
- 甲は、乙が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、乙の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と乙が判断する資料を提出しなければならない。
- 乙は、甲が反社会的勢力に属すると判断した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。
- 乙が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、乙はこれによる甲の損害を賠償する責を負わない。
- 本件契約を解除した場合、乙から甲に対する損害賠償請求を妨げない。

第13条 規約の変更

乙は、変更内容及び変更の時期を周知することにより、本規約を変更することができるものとする。